

# 企画競争説明書

業務名称：エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト

調達管理番号：21a00539

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月6日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年10月6日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2025年12月

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末 : 履行期間開始日から2022年2月25日までの役務  
ただし、この後に前払い2回目の予定があり、部分払いが初回前払い金を下回る場合には2022年度以降の前払い2回目の前に部分払いとする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 小嶋良輔 [Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp](mailto:Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

→「エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号:20a00824)の受注者(合同会社適材適所)及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契

約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月15日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2022年10月21日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年11月5日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル及び見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ、プロポーザルとは分けた別ファイルとしてください）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 機材費
    - 本邦研修に係る経費
    - 現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) US\$ 1 = 109.862 円 (現地通貨は US\$)
  - b) EUR 1 = 129.628 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／耐震化推進
- b) 耐震診断

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約26人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月19日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容



について面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として Teams オンライン会議もしくは電話等による説明とします。詳細につきましては、申し込み後にあらかじめご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、必要に応じて契約交渉後あるいは原課との打合せのタイミングにおける説明を原課へご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）

に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとも

に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地震防災・耐震化事業に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/耐震化推進

➤ 耐震診断

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者/耐震化推進】

a) 類似業務経験の分野：地震防災・耐震化事業

- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：耐震診断】

- a) 類似業務経験の分野：建物の耐震診断
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：：英語（スペイン語ができることが望ましい）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則としてTeams オンライン会議によるプレゼンテーションとします。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／耐震化推進	<b>(27)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	—	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(7)</b>	<b>(12)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：耐震診断</b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年11月11日（木）14：00～

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上



## 第3章 特記仕様書案

契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」または「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

エルサルバドル国のサンサルバドル首都圏（AMSS）は610 km<sup>2</sup>の面積（国土の2.8%）を持ち、GDPの33%、総人口の27%が集中している。地理的な特徴としては、エルサルバドルは環太平洋火山帯の一部であり、複数の地殻プレート上に位置することから地震活動が盛んである。近年首都圏に大きな被害をもたらした地震としては1986年と2001年の地震があり、2001年の震災後に実施された調査ではAMSS内に位置する公共建物等においてレッドフラッグが52件、オレンジフラッグが101件にのぼり、現在においても既存建物の多くが一時的な修復や技術的基盤のない修理を経たのみで使用されている。1986年の地震以降、AMSSを構成する14市の市長によりそれぞれの市の行政区分の障壁を超えて協力する枠組みとしてサンサルバドル首都圏市長評議会（以下、COAMSS）が設立され、同委員会の事務局を担う組織としてAMSSの国土計画、管理、規制を支援するためサンサルバドル首都圏計画事務所（以下、OPAMSS）が設立された。OPAMSSは建設や土地利用に係る許可を与える権限を持ち、AMSSの適切な都市計画に係る関連規制等を決定する役割を持つ。

このような状況の中、既存建物の多くが震災後一時的な修復や技術的基盤のない修理を経たのみで使用されている状況やそれらの建物が公共システムを象徴するような建物（共和国議会、財務省、運輸次官オフィス、国家上下水道管理庁等）として使用されている現状に鑑み、OPAMSSを実施機関としてAMSS内の建築物を対象に適切な技術基準での適切な耐震性評価や設計実施に係る能力強化、並びにそうした評価・設計に基づく耐震補強を通じたりスク削減を主な目的とする「エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が要請された。適切な技術基準での耐震性評価や設計実施に係る能力強化やそうした評価・設計に基づく耐震補強を通じて地震発生前のリスクを削減することが急務となっている。

「国家5か年計画（以下PQD）2014-2019」では、エルサルバドルの国家政策・開発の重点分野として環境リスクへの対応と脆弱性の削減を掲げており、PQDの5年開発プログラムの活動として「国土のレジリエンス拡大による気候変動と自然現象に対する社会経済脆弱性の削減」が挙げられている。

エルサルバドルの建築、構造に関する技術基準の法体系としては、「都市計画建設法（Ley de Urbanismo y Construcción）」が1991年に改訂され、1996年に「建物の構造安全性に係る規制（Reglamento para la Seguridad Estructural de las Construcciones: RESESCO）」が制定された。建築物の耐震基準については、「耐

震設計技術基準（Norma Técnica para el Diseño por Sismo: NTDS）」が1994年に制定されたが、AMSSの急激な都市化や大規模な建物の増加に伴い、同基準内容の見直しの必要性が認識されていた。AMSS内の新しい建物の多くが米国等海外の基準を適用した耐震構造となっており、これは現状に沿った国内の建設規定の欠如によるものと考えられている。

我が国の対エルサルバドル国・国別開発協力量針（2017年）およびそれに基づく事業展開計画（2018年）では3つの重点分野の1つ「持続的開発のための防災・環境保全」として、気候変動に最も脆弱な地域の一つとされる中米地域に位置する同国において我が国の知見を活かした防災能力の強化や気候変動対策としてインフラの強靱化、省エネルギー促進、湿地保全などの環境保全に向けた取り組みへの支援等が挙げられている。本プロジェクトは開発課題「気候変更及び環境への対応」内の協力プログラム「防災体制の強化プログラム」内に位置づけられる。

同国における当該分野の協力実績としては、公共事業・運輸・住宅・都市開発省（MOPTVDU）気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）を実施機関とした「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクトフェーズIおよびII」（フェーズIIは実施中）の他、公共事業省（MOP）住宅都市開発庁（VMVDU）を実施機関とする「低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」および「耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト」等が挙げられる。

JICAは、2021年3月から5月にかけて本プロジェクトの詳細計画策定調査を実施し、2021年5月13日、OPAMSSとの間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下、「R/D」）案を添付したMinute of Meetings（M/M）を締結した。

なお、本プロジェクトは「仙台防災枠組み2015-2030」の内容とも合致しており、同枠組みで定められる4つの優先行動のうち特に「2. 災害リスク管理のための災害リスクガバナンスの強化」および「3. レジリエンスのための災害リスク軽減への投資」と関連性の高い協力となる。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト

#### （2）プロジェクトの目的

本プロジェクトは、サンサルバドル首都圏（AMSS）において、耐震に係る診断・設計・施工管理に係る行政・技術能力の向上を行うことにより、AMSSの公共建物に対し適切な耐震診断、耐震改修設計、耐震改修施工の促進を図り、もってAMSS内外の公共建物の耐震改修が促進され、都市機能のレジリエンスの向上に寄与するもの。

#### （3）上位目標

サンサルバドル首都圏（AMSS）内外の公共建物の耐震改修が促進され、都市機能のレジリエンスが向上する。

#### (4) プロジェクト目標

AMSS の公共建物に対し適切な耐震診断、耐震改修設計、耐震改修施工が促進される。

#### (5) 期待される成果

成果 1 : AMSS において耐震診断に係る行政・技術能力が向上する。

成果 2 : AMSS において耐震改修設計に係る行政・技術能力が向上する。

成果 3 : AMSS において耐震改修施工監理に係る行政・技術能力が向上する。

成果 4 : アクションプラン策定を通じて、AMSS 公共建物の耐震改修実施促進に係る基盤が強化される。

#### (6) 活動の概要

- 1-1 AMSS 内公共建物に関するベースライン調査（地震後の耐震改修有無に係る調査を含む）を実施する。
- 1-2 日本、エルサルバドル、及び海外の既存の耐震診断に係る基準・指針・文献等の比較検討を行う。
- 1-3 既存建物の耐震診断・改修設計のための構造実験を実施する。
- 1-4 既存建物の耐震診断マニュアルを作成する。
- 1-5 既存建物の耐震診断レビューのためのガイドを作成する。
- 1-6 パイロット事業の建物の耐震診断およびその他建物の建物調査を実施する。
- 1-7 首都圏市長評議会（COAMSS）によるマニュアルの適用承認を得る。
- 1-8 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。
  
- 2-1 日本、エルサルバドル、および海外の既存の耐震改修設計に係る基準・指針・文献等の比較検討を行う。
- 2-2 既存建物の耐震改修設計マニュアルを作成する。
- 2-3 既存建物の耐震改修設計レビューのためのガイドを作成する。
- 2-4 パイロット事業の建物に対し耐震改修設計を行う。
- 2-5 COAMSS によるマニュアルの適用承認を得る。
- 2-6 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。
  
- 3-1 耐震改修の 5-6 種類の要素部材の試験施工を計画し実施する。
- 3-2 耐震改修施工監理マニュアルを作成する。
- 3-3 耐震改修施工の検査のためのガイドを作成する。
- 3-4 パイロット事業の建物を対象に施工品質検査を実施する。
- 3-5 COAMSS によるマニュアルの適用承認を得る。
- 3-6 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。
  
- 4-1 AMSS 内で耐震改修を促進する既存のイニシアティブについてベースライン調査を行う。
- 4-2 国と市の関係者から構成されるメンバーにより「AMSS 内建物の耐震改修促進行動計画」策定のための技術作業グループを設置する。
- 4-3 市職員に対し市内公共建物耐震改修計画策定のためのガイドを策定する（ガイドには費用積算に必要な情報等を含む）。
- 4-4 市の関係者に対し市公共建物耐震改修計画策定に際して技術支援を提供する。
- 4-5 AMSS 内建物の耐震改修を促進するための中央政府関係機関に対する提言を

- 含む上記行動計画を最終化する。
- 4-6 右行動計画を実施につなげるため COAMSS 承認を得る。
- 4-7 行動計画および市耐震改修計画の策定、普及、発表のための各種セミナー・ワークショップを開催する。

(7) 対象地域

サンサルバドル首都圏 (AMSS)

(8) 関係官庁・機関

実施機関： サンサルバドル首都圏計画事務所 (OPAMSS)

協力機関： 公共事業運輸省気候変動・リスク管理戦略局 (MOPT/DACGER)、住宅省オペレーション戦略局 (MIVI/UEO)、環境・天然資源省環境観測総局 (MARN/DGOA)

研究機関： 国立エルサルバドル大学 (UES)、ホセシメオンカニヤス中米大学 (UCA)、エルサルバドルカトリック大学 (UNICAES)

(9) プロジェクト期間

2021年12月～2025年12月を予定 (計48ヶ月)

COVID-19の影響を踏まえ、コンサルタント選定後に実際の開始時期、協力期間、進め方 (最初は遠隔での実施等) についてエルサルバドル側と改めて協議するが、エルサルバドル側は現地での協議・活動を強く望んでいる。

#### 第4条 業務の目的

本プロジェクトに関し、プロジェクトの枠組みに係る基本合意文書 (R/D) に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、JICA と OPAMSS との間で 2021 年 9 月に締結された R/D に基づいて実施される「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」において、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。
- (2) また、受注者は本業務にあたり、プロジェクトの目的がエルサルバドル国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、エルサルバドル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) 対象構造物

耐震化・耐震補強に関して、JICA 防災グループでは、支援の対象とする構造物を

優先順位に基づいて4つに分けている。第1に最重要施設として、防災インフラ、政府庁舎、主要病院、警察・消防等、第2に主要道路等の運輸交通施設、ライフライン、公共サービス施設、避難所機能を有する学校、サプライチェーン関連など、第3に上記に含まれない学校や病院、地域の経済に影響を与えるようなビジネス・生計関連施設など、第4に一般住宅を想定している。この中で政府が資金を投じて耐震化を図れるものは基本的に第3までであり、また、それらは政府の責任として耐震化を図られなければならないものである。第4については、政府が補助金制度などを用いて耐震化のための制度構築をする必要があるが、住民意識や経済的余裕などにも左右されるものであり、耐震化を推進する政府の施設そのものが耐震化されていなければ、住民意識も高まらない。政府機関に対する協力を行う当機構としては、まずは政府による第1～3の耐震化を進める支援に重点を置く方針で、本プロジェクトにおいても同様である。本プロジェクトで作成される資料等は、民間においても活用されるものではあり、将来的には民間建物の強化により地震に強靱な都市が形成されるが、上述のとおり JICA としての重点ポイントがぶれることがないよう、留意すること。

## (2) 技術・制度の定着

本プロジェクトは、技術者に対する耐震改修に関する技術移転をするだけのものではなく、公共建築物の耐震化を推進するものであることに留意が必要である。そのためには、技術が受け入れられること、国の法的・社会的システムとの整合を図ることが重要である。

耐震診断に関しては、耐震診断技術だけでなく、耐震診断業務の発注に資する資料、耐震診断結果の評価方法など、耐震診断を民間団体がを行い、その確認を公的機関が行うというシステムに合わせている。また、耐震補強のためには予算化も必要であるが、予算化スケジュールとその積算レベルに合った形で、公的機関による作業による概算や、民間団体の設計・積算による詳細な積算を行うなど、耐震化事業の全体制度の中で、どのタイミングでどのような情報が必要かといった全体構想が必要である。

## (3) 各活動の主体

(ア) 既存公共建物の耐震診断は、建物詳細調査（鉄筋探査器等の機材を用いて配筋やコンクリート強度の調査、クラック等の地震被災度合いの調査を含めた建物調査）を含めて専門家指導のもと OPAMSS が関係団体と協働して実施する。全20件の実施を想定しており、件数で後半の実施方法については、将来を見据え、OPAMSS 独自で行うだけでなく関連団体が主体となって行うことも検討する。

(イ) 耐震改修設計に際しては、専門家指導のもとプロジェクトの資金を用いて、OPAMSS が外注した形で実施する。

(ウ) パイロット事業は、専門家の指導のもと、建物所有者等の先方政府の資金により、建物所有者が外注して実施する。

## (4) 詳細耐震診断について

エルサルバドルでは、これまで震災後の応急危険度判定としての簡易な耐震診断の実績があるものの本プロジェクトで実施する詳細な耐震診断（建物の強度・靱性等を定量的に評価した耐震診断、以下「耐震診断」）については実施していない。耐震診断の一環として実施される詳細建物調査ではコンクリートコアドリル

器や鉄筋探査器等の特殊な機材が必要となり、これら機材を所有していないことが耐震診断の障壁とならないよう注意が必要である。耐震診断の実施にあたっては、民間団体も参加することを想定しており、これら機材を民間団体が使用するとともに、今後このような業務が発生することを理解させ、民間団体自らが保有することを促すことも期待している。耐震診断は公的機関の建物だけでなく、民間建物についても所有者が耐震診断の実施を望むようになれば対象建物が広がり、民間団体としてもビジネスとして実施していくことが可能となる。そのような仕掛けもプロジェクト内で工夫して取り入れること。同機材は、プロジェクト終了後 OPAMSS が利用すると主張しているが、OPAMSS の職員が同機材を用いて耐震診断を実施することの実現可能性があるのかはプロジェクトを通じて確認する。OPAMSS に供与し OPAMSS から民間団体への貸与や、その他関連団体への供与なども検討する。

耐震診断にあたっては、構造上の脆弱性、施工上の脆弱性、被災による脆弱性を区別して又は段階的に整理できるようにする。

本プロジェクトでは、パイロット建物 3 件に対する耐震診断の実施に加え、約 17 件の公共建物に対しては詳細建物調査（鉄筋探査器等の機材を用いて配筋やコンクリート強度の調査、クラック等の地震被災度合いの調査を含めた建物調査）を実施する。これは、将来的に AMSS 内で詳細耐震診断を実施できるようにするために、多数の調査を行うことでその実施体制の検討にも役立てることや、本プロジェクト終了後、詳細建物調査の業務から開始しなければならない場合、すぐに開始できない可能性もあることから、本プロジェクト期間中に詳細建物調査を終えた状態とすることで、耐震診断という次のステップから業務を開始できるパイプライン的役割も含めている。

#### (5) パイロット事業について

要請書では、RC 造の公共建物 3 件の耐震設計およびそのうち 1 件について耐震改修施工を行う要望があった。これを受け今般の調査や先方との協議の中で、耐震診断と設計を 3 件、その内 1 件について耐震改修施工を実施することとした。なお、耐震診断は本プロジェクトで調達する機材を活用の上プロジェクト内にて実施、設計は図面化部分のみ外注することを想定しており、これらの費用は日本側負担とした。他方、耐震改修の施工費用についてはパイロット建物所有者側にて負担することをエルサルバドル側と合意しており、パイロット施工の候補となる建物については現地側での予算申請・配賦に要する期間も考慮の上早めに協力候補が特定されることが望ましい。

なお、耐震設計を 3 件行うこと（そのうちプロジェクト期間中はパイロット事業を最低 1 件としていること）は、単に参照できる事例研究数を増やすだけに留まらず、耐震補強に進むことができるステージにある案件を残しておくという工夫でもある。

パイロット事業の候補は、OPAMSS の事務所ビル、大学、他省庁（病院）等が挙げられている。OPAMSS ビルは設計図面が保管されているとのことであるが、他機関の建物について設計図面の保管状況を早期に確認する必要がある。

建物情報：OPAMSS のビルは 2 階建てである。1950 年代以降の建築で、現在まで拡張（増築）されてきており計 3 棟で構成されている。RC 造骨組み構造で壁（Infilled wall）が多くある。設計図面等は入手できていない。

パイロット事業を実施する上でのリスクを以下に示す。

##### (ア)耐震改修工事予算の確保

OPAMSS の収入はコロナ禍の影響を受けて減収とのことである。パイロット事業の耐震改修工事費は通常予算の項目としてはこれまで計上されておらず、この資金手当てが課題になると見られる。対応としては、建物の概略耐震診断と概略耐震改修設計を実施して、早期に概算改修工事費を算出することが求められる。

(イ)耐震改修工事と日常業務への影響

耐震改修設計の内容によっては、改修工事のために建物の使用者に一時的な移転を求める場合がある。この日常業務への影響・支障について使用者の同意が適宜得られない場合は、遅れの発生等、工期に影響する可能性がある。逆に工事の作業時間の制約（休日や夜間作業）が出る場合は、工事費に影響（増加）する可能性がある。

(ウ)その他

工事に際しては、建物使用者・利用者への騒音、ほこり、その他の影響を出来るだけ抑えることに留意していくことが必要である。

(6) 技術マニュアルの策定

(ア)技術マニュアルの構成

エルサルバドルでは、新築の構造設計の際はアメリカ基準が多く準用されており、技術者はアメリカ基準に慣れていると云える。耐震診断マニュアルに際しても事例は少ないが、アメリカ基準を準用する形のまとめ方がまず考えられる。一方、日本の耐震診断基準は、構造体がどのように壊れるのかを手計算でも評価できること、耐震性能を数値で表示できること、標準的な技術者が活用できる、等の利点がある。詳細計画策定調査においては、これら両者のメリットを組み合わせた第三の耐震診断方法を提案することが考えられる旨の説明を行っている。

(イ)技術マニュアルの策定と普及

本プロジェクトでは、Technical Working Group (TWG) を設置する。TWG は OPAMSS 他政府機関の技術職員で構成されるが、これらの機関には建物の構造設計部門はない。政府機関を含めて一般の公共建物の設計業務は民間コンサルタントに外注されている。例外として MIVI には設計部門があるが、1～2 階建て組積造の社会住宅の設計が主と見られている。このため、成果 1～3 の技術マニュアル策定に際しては、OPAMSS が主体となり民間機関である ASIA、ISC、CASALCO との意見交換、情報共有の機会を適宜設けることが望まれる。さらセミナー、ワークショップ開催を通じた一般の設計コンサルタント、施工会社、建築主等との情報共有もマニュアルの策定段階・普及段階において必要になる。

実際の設計・施工管理は民間の技術者が実施するものであるため、上述のような関連の業界団体も含めて、広く能力向上を図る仕組みを検討し取り入れる。

(ウ)技術マニュアル及びガイドの策定

本プロジェクトでは、技術マニュアル及びガイドという 2 種類の文書を作成する。技術マニュアルは、民間業者等の作業・業務従事者が調査・耐震診断・耐震設計・施工監理等を行う際に参照する資料とする。ガイドは、これら作業・業務従事者に対して適切に業務を発注・指示し、その成果を適切に評価す

るための OPAMSS 側が参照する資料とする。

(エ) 技術マニュアル・ガイド策定手順

技術マニュアルやガイドは、日本側で策定してしまってから実施するのではなく、実践を通じて得られた教訓を踏まえて最終化していくようにする。最終化の時期はプロジェクト終了時近くになるが、同マニュアル・ガイド(案)を用いた業務・発注・評価は最終化前に行われることになるため、技術部分の基本事項は先に然るべき承認を得ておくなど、確認事項とタイミングについて留意すること。

(7) 成果4の活動について

成果4では、AMSS内建物の耐震改修を促進するための行動計画を策定する。実際の耐震改修実施は、中央政府機関または対象市側の意向やコミットメントが必要となるが、プロジェクトでは①中央政府機関に対しては耐震改修促進のための提言を行い、②対象市に対しては「市耐震改修計画」を策定するための手引(ガイド)を作成するとともに、そのガイドに基づき市関係者に対する技術サポートを提供する。

また、成果4では、中央政府関係機関に対する提言を含む行動計画を策定する。都市及び国家としては将来的には民間建築にも耐震診断・補強を普及させる必要があり、本プロジェクトで主に扱う技術面だけでなく、規制などを含む法制度の整備、更には民間事業者・所有者へ耐震化を促すための補助金等の予算制度も必要になる。このような、国全体の建物の耐震化を進めるための今後の道筋についても提言する。

(8) リスク評価について

本プロジェクトの要請には、リスク評価・マイクロゾーニングが含まれていたが、同評価は上記(1)にある重要構造物の耐震化推進に必要不可欠とは言えないことから、本プロジェクトからはこのコンポーネントを除外している。同方針については理解が得られたものの、先方政府からは、地盤情報からどの地区が揺れやすいかなどの技術的な助言が求められており、下記(11)に示す、米州開発銀行(IDB)プロジェクトの成果も参照にしながら、プロジェクトの中で適宜技術的インプットを行う。

(9) 予算年度

OPAMSSを含め、各省庁の会計年度は1月～12月である。繰越しは可能であるが原則単年度会計である。予算申請は9月までに行い、11月に承認、翌年1月から12月までに予算執行となる。中央政府の場合は9月までに財務省承認、11月に国会承認という日程となる。

プロジェクト開始時期や現地活動が本格的に実行できるタイミングとも関係することから、これらのタイミングによってはPOを見直し、各種スケジュールを組みなおす必要がある。

(10) OPAMSSの組織・体制

OPAMSSはCOAMSSの行政業務のうち技術面を担当しており、具体的にはAMSS内の建物の建築許可を主に扱っている。技術者が構造審査を行っているが、OPAMSS



内に設計部門はなく、また積算部門もないことに留意する必要がある。パイロット事業の耐震改修設計に際して、図面作成（CAD）、積算業務等は必要に応じて外注することになる。

現状では、OPAMSS は年間 450～500 件の建築許可審査を行っており、うち約 70%が個人住宅、約 30%が一般建築物である。都市管理部門の 8 人が主に構造審査を行っている。

サンサルバドルは 9 月～11 月が雨季で、12 月～3 月は乾季である。これに合わせて 12 月に建築許可申請が増え、担当部署が多忙になることに留意する。

#### （1 1） IDB プロジェクトとの連携

現在 IDB の協力により、RESESCO や NTDS の改訂を見据えた「耐震設計・施工のための国家規則、及び地震脆弱性削減のための国家計画改定プロジェクト」（2018-2020）が実施されており、本プロジェクトでは、当該事業のコンポーネント 2 で見直し作業が進められている「耐震設計技術基準」（NTDS）および「建物の構造安全性に係る規制」（RESESCO）とも整合性を取りながら、AMSS 内の耐震診断、改修設計、施工管理に関するマニュアルを整備し、プロジェクト終了後には AMSS 域外へも適用出来るマニュアルとして NTDS や RESESCO 等、国レベルの規定・基準の下に位置づけることを目指す。また、同協力のコンポーネント 1 で実施されている「地震リスクの脆弱性評価」についてもその結果を活用し、耐震診断のための詳細建物調査の一貫として各建物の地盤の種類について同コンポーネントの調査結果等を参照すること等を想定している。プロジェクトの実施にあたってはこれらの点に留意の上 IDB プロジェクトの進捗や成果についても確認の上で進めることとする。なお、同プロジェクトの成果物を本プロジェクトでも活用し協力することについて基本的了解は IDB から得られている。

IDB と JICA との間では、協調融資枠組み「CORE」（Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion）に係る MOC を締結しており、この対象分野に防災も含まれている。本プロジェクト終了後に建物耐震化事業や建替え事業が想定される場合には、その資金調達として、日本からの無償・有償資金協力だけでなく IDB との協調融資も想定し、上記の IDB 事業からの情報収集や、IDB 及び JICA との情報交換を行うこと。

#### （1 2） 国の機関との連携

本プロジェクトでは、都市を対象に事業を行うが、国の制度等とも関係する。成果 1～3 で策定する 3 種のマニュアルは、上述のとおり、IDB プロジェクトで改訂作業等を進めている RESESCO や NTDS の下に位置づけられるものとして想定しており、マニュアル等の全国展開の構想にあたっては、MOPT/DACGER および MIVI の関与の有無を確認の上進めて行くことが重要である。また、建物耐震化事業の展開にあたっては、MIVI/UEO を協力機関と位置付け、成果 1～4 の各活動の中でも MIVI との連携や情報共有を維持しつつ進めて行く。

#### （1 3） 中南米地域内協力

中南米地域におけ JICA の今後の協力については、域内のリソースを用いた南南協力、三角協力の推進を一つの展開方針としている。全体的には、「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（通称：KIZUNA プロジェクト）」が実施され（2016 年～2020 年）、さらに「中南米カリブ地域における災害に強靱で持続可能な社会の構築プロジェクト（通称：KIZUNA2.0）」を実施し、域内における南

南協力の推進を支援する予定である。エルサルバドル国に係る事業として、課題別研修「中南米 建物耐震技術の向上・普及」においては、日本での研修後の在外補完研修をエルサルバドル国で行っている。同在外補完研修の内容も確認し、本プロジェクト成果の他国展開など、耐震分野におけるエルサルバドル国がリソースとなった支援展開や具体的な内容について、KIZUNA2.0 との情報交換などを行いながら本プロジェクトを通じて提案すること。

また、本プロジェクトや先行事業（技術協力プロジェクトだけでなく本邦研修）の人的資源・関係を活用していくため、本プロジェクトの開始時点においてネットワークを構築する。

#### (14) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

##### (ア) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、受注者は事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。受注者は、本プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、エルサルバドル国側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

##### (イ) Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、JICA 専門家チーム及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後第一回合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」）時に C/P と協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 ヶ月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA エルサルバドル事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

##### (ウ) JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。

JCC は日本・エルサルバドル双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。受注者は JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/P や JICA へ提供する、JCC の Minute of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

##### (エ) 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がエルサルバドル側関係者と一緒に議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時

プロジェクトの計画の見直しが必要な場合

実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

#### (オ) ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

#### (15) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、受注者は JICA、C/P と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2022 年 5 月末に防災グローバルプラットフォームが開催され、中南米地域における防災閣僚級会合等も実施される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してエルサルバドル側 C/P 及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。

また、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案すること（必要と認められる場合、JICA からエルサルバドル側に提案する）。提案に際しては、出張期間 1 週間、C/P（2 人までを想定）及びコンサルタント 1 名の同行に必要な旅費を別見積とする。

#### (16) プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICA へ提出すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画／裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

#### (17) 広報

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、エルサルバドル国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

(ア) 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をエルサルバドル国内に広く認識してもらうため、JICA エルサルバドル事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

(イ) JICA ウェブサイト、SNS を通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1ヶ月に1回以上 JICA へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイト、エルサルバドル事務所の SNS に視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

(ウ) 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とエルサルバドル側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(18) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

JICA は、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）又はアメリカ地域事務所に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。

なお現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient Campaign 2030 (MCR2030) が展開されており、これら都市の強靱化に向けて活用できる枠組みの紹介を実施する。

(19) COVID-19 の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始にあたって COVID-19 の影響により、R/D の Attachment3 Plan of Operation の通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/P とは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。上記を踏まえて遠隔的

な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること（現時点の渡航可能開始時期は2021年12月を想定しているが、今後の状況に応じて渡航開始時期が前後する可能性もある）。

#### （20）活動・成果の可視化・蓄積

活動の内容・成果がC/P組織内で可視化され、また個々の成果（マテリアルや講義・プレゼンテーション・その動画）をいつでも確認できるよう、組織内イントラネット等にてブラウザなどを使って確認できるようなものを構築する。

### 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にC/Pの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

#### （1）全体に係る活動

##### （ア）業務計画書の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から起算して10営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

##### （イ）ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、業務開始1ヶ月以内にJICAに説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、エルサルバドル側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及びPDM（案）を、第1回JCCにてエルサルバドル側と協議の上、合意する。

##### （ウ）事業効果測定のためのベースライン調査・エンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDMの指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始後3ヶ月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了3ヶ月前を目途に実施し、取り纏めた調査結果は提出する報告書等に記載する。なお、収集すべきデータについては、その内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

##### （エ）JCC開催支援と進捗説明

受注者はR/Dに定められたJCC参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。第1回JCCについては、プロジェクト開始3ヶ月以内を目途に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以降JCCにて次回分の実施時期を合意すること。またJCCにおいては、Monitoring Sheetを活用し、C/Pと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

##### （オ）本邦研修の実施

本プロジェクト期間中、地方防災計画策定に関する国別研修（10名程度×2週間程度を計2回）を実施予定している。COVID-19の状況を踏まえつつ、研修実施時期、内容等についてプロポーザルにて提案すること。

受注者は、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積りに含める。実施にあたっては研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について JICA エルサルバドル事務所及びエルサルバドル政府関係者と前広に協議・調整すること。また、女性の研修員受け入れは、男性の研修員に比べて許可に時間を要したり、条件を付けられていたりする可能性があるため、早めに調整を行うよう留意する。JICA エルサルバドル事務所および実施機関と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取り付けなど、必要に応じて研修員派遣に関する支援・調整を行う。

#### （カ）防災台帳の更新

JICA が定める様式によりエルサルバドルの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

### （2）成果1に関する活動

#### （ア）1-1 AMSS 内公共建物に関するベースライン調査（地震後の耐震改修有無に係る調査を含む）を実施する。

耐震補強事業の全体計画の作成や、耐震診断の基礎情報として用いることを目的としたベースライン調査（建物インベントリー調査）を行う。建築年、階数、構造、所有者、使用者、設計図面の有無、地盤条件、耐震補強の有無、震災被害の有無などについて、調査を行う。

#### （イ）1-2 日本、エルサルバドル 及び海外の既存の耐震診断に係る基準・指針・文献等の比較検討を行う。

エルサルバドル国で行う耐震診断の基本検討のため、日本、エルサルバドルやその他の国（エルサルバドルでよく参照されている可能性のあるアメリカなど）で発行されている、基準や指針やその他学術研究等の文献を収集し、比較検討を行う。エルサルバドル国で参照されているものについては、C/P 機関や政府機関、研究機関などから情報を収集すること。

#### （ウ）1-3 既存建物の耐震診断・改修設計のための構造実験を実施する。

耐震診断、改修設計マニュアル策定に資する構造実験を行う。技術マニュアルの信頼性を高める効果が期待できる。既存の公共建物のうち、1994年耐震技術基準以前の中層建物を構造実験の主対象とする。試験体は実寸法の1/2程度のRC造骨組みで、耐震改修要素を含めて計12体以下の実験を計画する。必要な耐震性能を有し現地事情を反映した廉価で普及し易い工法を含む。また日本で標準的な、RC造耐震壁、鉄骨ブレース補強の試験体を含む。さらに現行基準と旧基準との比較検討用に、現行の1994年基準による設計の最近の建物の試験体も含める。

実験計画の策定に際しては、1994年以前の建物図面と情報（階高、柱間隔、柱の大きさ、コンクリート強度、主筋・せん断補強、他）の提供をOPAMSSから受ける。

(エ)1-4 既存建物の耐震診断マニュアルを作成する。

実務者が耐震診断を行うためのマニュアルを作成する。マニュアル作成にあたっては、C/P 機関や TWG との協議の上でドラフト作成、試行、フィードバックという手順を含める。試行、フィードバックは複数回行う。実務者が容易に利用できるように、民間団体からのフィードバック受ける。

(オ)1-5 既存建物の耐震診断レビューのためのガイドを作成する。

実務者が耐震診断を行うための行政側手続ガイド（OPAMSS 内、もしくはその他行政機関内の執務参考用資料）を作成する。実務者への業務発注方法や、委託して行う際の仕様や積算単価、成果の仕様及び成果物の確認・評価方法などが含まれることを想定し、OPAMSS の実務に合わせて、項目は適宜追加する。ガイド作成にあたっては、C/P 機関や TWG との協議の上でドラフト作成、試行、フィードバックという手順を含める。試行、フィードバックは複数回行う。

(カ)1-6 パイロット事業の建物の耐震診断およびその他建物の建物調査を実施する。

パイロット事業の 3 件を含む 20 件の建物について、コンクリートコアドリル器や鉄筋探査器等を用いた詳細建物調査を行う。同調査結果を用い、パイロット事業の 3 件について、耐震診断を行う。詳細建物調査については、将来の調査実施主体・形態も考慮し、OPAMSS 職員だけではなく、民間団体も含む他の機関メンバーも実施し、将来、エルサルバドル国や AMSS 内での実施主体や形態についても提案する。

(キ)1-7 首都圏市長評議会（COAMSS）によるマニュアルの適用承認を得る。

AMSS 内で同マニュアルに沿って業務を行う事を公式化するため、マニュアルの適用承認を受ける。

(ク)1-8 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。

同マニュアルの策定にあたっては、実務的なマニュアルとしていくためのワークショップを行うこととし、公式に承認を受けた後は、同成果を広く普及するためにセミナー等を行うこととする。

(3) 成果 2 に関する活動

(ア)2-1 日本、エルサルバドル、および海外の既存の耐震改修設計に係る基準・指針・文献等の比較検討を行う。

エルサルバドル国で行う耐震改修設計の基本検討のため、日本、エルサルバドルやその他の国（エルサルバドルでよく参照されているアメリカなど）で発行されている、基準や指針やその他学術研究等の文献を収集し、比較検討を行う。エルサルバドル国で参照されているものについては、C/P 機関や政府機関、研究機関などから情報を収集すること。

(イ)2-2 既存建物の耐震改修設計マニュアルを作成する。

実務者が耐震改修設計を行うためのマニュアルを作成する。マニュアル作成

にあたっては、C/P 機関や TWG との協議の上でドラフト作成、試行、フィードバックという手順を含める。試行、フィードバックは複数回行う。実務者が容易に利用できるように、民間団体からのフィードバック受ける。

(ウ)2-3 既存建物の耐震改修設計レビューのためのガイドを作成する。

実務者が耐震改修設計を行うための行政側手続ガイド（OPAMSS 内、もしくはその他行政機関内の執務参考用資料）を作成する。実務者への業務発注方法や、委託して行う際の仕様や積算単価、成果の仕様及び成果物の確認・評価方法などが含まれることを想定し、OPAMSS の実務に合わせて、項目は適宜追加する。このタイミングにおいて、本体事業の概算額が必要な場合は、その概算額算出方法なども含まれる。ガイド作成にあたっては、C/P 機関や TWG との協議の上でドラフト作成、試行、フィードバックという手順を含める。試行、フィードバックは複数回行う。

(エ)2-4 パイロット事業の建物に対し耐震改修設計を行う。

パイロット事業の 3 件の建物に対し、耐震改修設計を行う。行政機関自らが設計を行うのではなく、設計会社等に発注することを想定し、ガイドを用いて発注、マニュアルを用いた設計、ガイドを用いた内容の確認・評価といった流れを OPAMSS 及び、当該建物の所有者が行う。資金はプロジェクト予算から支出する。

(オ)2-5 COAMSS によるマニュアルの適用承認を得る。

AMSS 内で同マニュアルに沿って業務を行う事を公式化するため、マニュアル作成の適用承認を受ける。

(カ)2-6 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。

同マニュアルの策定に当たっては、実務的なマニュアルとしていくためのワークショップを行うこととし、公式に承認を受けた後は、同成果を広く普及するためにセミナー等を行うこととする。

(4) 成果 3 に関する活動

(ア)3-1 耐震改修の 5-6 種類の要素部材の試験施工を計画し実施する。

5~6 工法の耐震改修要素の試験施工を行う。実寸法より少し小さくした RC 造骨組みを先行して施工する。その後、各改修工法の施工手順が分かるような方法を工夫して施工する。施工性、工事単価等の情報を入手し、また展示として関係者に公開し、セミナーやワークショップで活用することを想定している。工事に際しては、近隣への騒音、ほこり、その他の影響が生じないか留意する。

試験施工のための土地スペースは国立エルサルバドル大学 (UES) 敷地内に、プロジェクト期間中を通じて利用することに対し大学関係者からの了承が得られている。またプロジェクト終了時の撤去は不要であることを確認している。想定される改修工法は次のとおり。

- ・ 柱巻き立て（RC による、炭素繊維による）
- ・ RC 壁
- ・ 鉄骨ブレース



- ・補強コンクリートブロック壁
- ・RC 袖壁、他。

(イ)3-2 耐震改修施工監理マニュアルを作成する。

施主、もしくは施主から委託を受けた者が耐震改修工事の施工監理を行うためのマニュアルを作成する。マニュアル作成にあたっては、C/P 機関や TWG との協議の上でドラフト作成、試行、フィードバックという手順を含める。パイロット事業は 1 件のみであることから、より多くの知見が得られるように活動方法は工夫する。既存の施工監理に関するマニュアルがあれば、それを最大限活用する。

(ウ)3-3 耐震改修施工の検査のためのガイドを作成する。

施主、もしくは施主から委託を受けた者が、耐震改修工事の検査を行うためのガイドを作成する。検査のタイミング等については、エルサルバドル国内の公共工事で行われているものを参考にする。

(エ)3-4 パイロット事業の建物を対象に施工品質検査を実施する。

上記(ウ)活動 3-3 で作成したガイドを用いて、施主が行う施工品質検査について技術的な支援を行う。

(オ)3-5 COAMSS によるマニュアルの適用承認を得る。

AMSS 内で同マニュアルに沿って業務を行う事を公式化するため、マニュアル作成の適用承認を受ける。

(カ)3-6 マニュアル策定および普及のための各種セミナー・ワークショップを開催する。

同マニュアルの策定に当たっては、実務的なマニュアルとしていくためのワークショップを行うこととし、公式に承認を受けた後は、同成果を広く普及するためにセミナー等を行うこととする。

(5) 成果 4 に関する活動

(ア)4-1 AMSS 内で耐震改修を促進する既存のイニシアティブについてベースライン調査を行う。

耐震改修を促進するエルサルバドル国全体を含む AMSS 内でのイニシアティブ(法制度、計画、方針、補助金制度など)についてベースライン調査を行う。

(イ)4-2 国と対象市の関係者から構成されるメンバーにより「AMSS 内建物の耐震改修促進行動計画」策定のための技術作業グループを設置する。

(ウ)4-3 対象市職員に対し市内公共建物耐震改修計画策定のためのガイドを策定する(ガイドには費用積算に必要な情報等を含む)。

既存イニシアティブとの関係、災害被害の影響及び耐震改修による効果の説明、耐震改修が必要な建物、全体概算金額、優先順位付け、実施スケジュールなど、計画策定のためのガイドを作成する。

(エ)4-4 市対象の関係者に対し市公共建物耐震改修計画策定に際して技術支援を

提供する。

上記（ウ）活動 4-3 で作成したガイドに基づき、市の公共建物耐震改修計画を関係者が作成するにあたって、必要な技術支援を行う。

(オ)4-5 AMSS 内建物の耐震改修を促進するための中央政府関係機関に対する提言を含む行動計画を最終化する。

耐震改修を促進するにあたっては、市レベルだけでなく、国としての取組も必要なことから、中央政府機関が実施すべき内容を提言に含めた、全体の行動計画を最終化する。

(カ)4-6 行動計画を実施につなげるため COAMSS 承認を得る。

同行動計画について、COAMSS が承認できる範囲内において承認を得る。

(キ)4-7 行動計画および市耐震改修計画の策定、普及、発表のための各種セミナー・ワークショップを開催する。

同行動計画を推進することを目的に、同行動計画の一般への公表をするため、セミナー・ワークショップを開催する。

## 第 8 条 報告書等

次の報告書等を、JICA の指示に従い、JICA が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下のとおりとする。なお業務期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及び JICA エルサルバドル事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

### (1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 電子データ(メールによる送付)
ワークプラン	契約締結後 1 ヶ月以内	英文 3 部 西文 3 部 電子データ(メールによる送付)
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 ヶ月以内及びプロジェクト開始後 6 ヶ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文 3 部、西文 3 部
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文、英文 電子データ(メールによる送付)
業務完了報告書	プロジェクト終了時 (2025 年 12 月 26 日まで)	和文 5 部 英文 10 部 西文 5 部 CD-ROM 3 部

業務完了報告書別冊	プロジェクト終了時 (2025年12月26日まで)	和文5部 CD-ROM3部
-----------	------------------------------	------------------

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は、JICAと受注者で協議、確認する。

## （２）各報告書の位置づけ

- ① 業務計画書  
共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。
- ② ワークプラン  
業務開始から2ヶ月以内を目途に、C/Pの現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランに記載する。
- ③ Monitoring Sheet  
定期的にPDMの達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。
- ④ プロジェクト進捗概要資料  
プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料としてJICAへ提出する。各ページ左下にJICAのロゴを記載すること。
- ⑤ 業務完了報告書  
業務完了報告書は、プロジェクト終了時にC/Pの確認も受けながら作成する事業完了報告書（Project Completion Report）と同じ項目を記載する。公開を前提として作成される。プロジェクト終了時に、事業進捗報告書の内容も踏まえつつ、活動報告、PDMの達成状況、具体的な技術移転内容と今後C/Pが実施していく事項等記載する。
- ⑥ 業務完了報告書別冊  
業務完了報告書とは別に、コンサルタントチーム内で作成し、JICAへのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策並びに今後のエルサルバドルにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

## （３）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet 又はプロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ① ベースライン調査結果
- ② 既存建物の耐震診断マニュアル
- ③ 既存建物の耐震診断レビューのためのガイド
- ④ 構造実験結果報告書
- ⑤ 既存建物の耐震改修設計マニュアル
- ⑥ 既存建物の耐震改修設計レビューのためのガイド

- ⑦ 改修工法の施工手順（試験施工説明資料）
- ⑧ 耐震改修施工監理マニュアル
- ⑨ 耐震改修施工の検査のためのガイド
- ⑩ 公共建物耐震改修計画策定のためのガイド
- ⑪ 行動計画案
- ⑫ 研修プログラム、モジュール及び教材
- ⑬ 研修実施計画
- ⑭ 国際会議等における成果発信資料

#### （４）コンサルタント業務従事月報

受注者は共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（ある場合）
- ③ 業務フローチャート

#### （５）その他提出物

- ① 防災情報（防災台帳）  
JICA が定める様式によりエルサルバドルの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。
- ② プロジェクト説明資料  
プロジェクトの内容を説明するプレゼンテーション資料（パワーポイント 1 枚もの及び 4 枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト実施中において外部に伝えるべき成果・成功事例が出た場合は、それを紹介する資料（パワーポイント 1~2 枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト終了時には、プロジェクトの成果をまとめた説明資料（パワーポイント 4 枚程度）を作成し、提出する。言語は、日本語、英語、西語とする。
- ③ 写真  
プロジェクト活動等を示す、広報に使用することができる写真。
- ④ 議事録等  
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICA が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。
- ⑤ 先方政府への提出物  
エルサルバドル政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。
- ⑥ その他  
上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年12月下旬に業務を開始し、全体期間は2025年12月下旬までの約48ヶ月とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約77.5人月（現地：69.0人月、国内8.5人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／耐震化推進（2号）
- ② 耐震診断（3号）
- ③ 耐震改修設計
- ④ 施工品質管理
- ⑤ 耐震改修促進計画
- ⑥ 建築審査・検査

### (3) 資機材

本業務では、耐震診断、改修設計、建物検査に必要な機材の調達をコンサルタントに委託することを想定している（限度額1,500万円（送料込み））。活動に必要な機材の品目・数量等に係るJICA側の現時点での想定は以下の表の通りであるが、詳細な仕様及び数量は調達する前にJICAと協議の上、決定する。調達にあたっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、コンサルタントはニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行う事とする。本プロジェクトにおいて、本邦調達する供与機材について、コンサルタントは外国為替及び外国貿易法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

機材名	数量
コンクリートコアドリル	1
鉄筋探査機	1
シュミットハンマー	1
クラックスケール	50

レーザー距離計	1
構造計算ソフト	1
デジタルカメラ	3
PC	5

#### (4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- 構造実験
- 建物調査（地盤種別が判別できる程度の地盤調査）
- 耐震改修設計（設計図面作成（CAD図面）、見積書作成（数量積算））
- 試験施工

#### (5) 配布資料／公開資料等

##### 1) 配布資料

- 「エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」 詳細計画策定調査報告書（案）

##### 2) 公開資料

JICA が過去に実施している以下の調査報告書については、下記リンクより入手可能。

- 「エルサルバドル国耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト終了時評価調査報告書」 (<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000245091>)
- 「エルサルバドル国耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト中間評価報告書」 (<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172141>)
- 「エルサルバドル国における地震災害に対する国際緊急援助隊医療チーム報告書」 (<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000159598>)

#### (6) 対象国の便宜供与

以下の事項について提供が行われる予定。

- ・ C/Pの配置：プロジェクトダイレクター（1名）OPAMSS所長、プロジェクトマネージャ（1名）OPAMSS都市開発管理副部局の部長、加えて、成果4つ毎にそれぞれワーキンググループが設置され、各グループはOPAMSSから、最低2名が配置される予定。必要に応じて、OPAMSS内や他組織から要員が配置される予定。
- ・ 執務スペースの確保：OPAMSS内にプロジェクト室が用意され、必要な光熱費及びインターネット接続がOPAMSS側から提供される予定。
- ・ プロジェクト運営管理費（C/Pの国内出張旅費など）

#### (7) その他留意事項

##### 1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAエルサルバドル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

## 2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA事業部担当者に速やかに相談すること。